

第12号議案

令和5年度南魚沼市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度南魚沼市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	24,000 件
(2) 年 間 総 給 水 量	5,787,000 m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	15,855 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	889,728 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,913,784 千円
第1項 営業収益	1,603,563 千円
第2項 営業外収益	310,219 千円
第3項 特別利益	2 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,872,091 千円
第1項 営業費用	1,725,431 千円
第2項 営業外費用	135,657 千円
第3項 特別損失	1,003 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,040,995千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	917,999 千円
第1項 企業債	865,200 千円
第2項 他会計出資金	4,983 千円
第3項 分担金	1,340 千円
第4項 負担金	14,100 千円
第5項 補償金	17,400 千円
第6項 固定資産売却代金	1 千円
第7項 補助金	14,975 千円

支出

第1款 資本的支出	1,958,994 千円
第1項 建設改良費	894,378 千円
第2項 企業債償還金	1,057,141 千円
第3項 国県補助金返還金	2,475 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	非常用自家発電設備更新事業	千円 385,000	令和5年度	千円 220,000
				令和6年度	千円 165,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	865,200千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み40年以内に償還するものとする。 その他借入先の融資条件に従う。 ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用 10,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 111,863 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、35,907千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和5年2月27日提出

南魚沼市長 林 茂 男